

平成 17 年 第 3 回 臨時 会

厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 17 年 11 月 28 日 開 会

平成 17 年 11 月 28 日 閉 会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成17年 厚岸町議会 第3回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成17年11月28日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成17年11月28日 10時00分	
	閉 会	平成17年11月28日 13時50分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員18名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
助役	大沼	隆
収入役	黒田	庄司
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	福田	美樹夫
町民課長	久保	一將
保健介護課長	豊原	隆弘
福祉課長	松見	弘文
環境政策課長	佐藤	悟
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	北村	誠
特老ホーム施設長	藤田	稔
水道課長	高根	行晴
病院事務長	斉藤	健一

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内	山法敏
生涯学習課長	柿崎	修一
体育振興課長	松浦	正之

(3) 監査委員事務局

代表監査委員	今村	實
監査事務局長	松澤	武夫

1. 会議録署名議員 15番 佐齋 議員 16番 竹田 議員

1. 会 期

11月28日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成 1 7 年厚岸町議会第 3 回臨時会議事日程

平成17年11月28日

午前10時 開 議

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		定期監査報告
5		行政報告
6	認定第 3 号	平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 4 号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 5 号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 6 号	平成16年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 7 号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 8 号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 9 号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	議案第67号	職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第68号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第69号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算
10	議案第70号	平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算

平成 1 7 年厚岸町議会第 3 回臨時会付議事件

議 案 番 号	件 名
	行政報告
認定第 3 号	平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成16年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第67号	職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算
議案第70号	平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算

厚岸町議会 第3回 臨時会 会議録

平成17年11月28日

午前10時00分 開会

- 議長（稲井議員） ただいまから、平成17年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。
（開会時刻 午前10時00分）
- 議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番佐齋議員、16番竹田議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。
- 松岡議員 本臨時会開会前に第13回議会運営委員会を開会し、第3回臨時会の議事運営について審議しました。
決算認定でございますが、3号から9号まで、7件につきましては、議長を除く16名の委員において各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、6日頃、特別委員会を開きたいということに決定しました。
次に、議案67号、68号の条例改正ですが、本会議において審査いたします。
次に、議案69号、70号の補正予算2件につきましては、補正予算審査特別委員会を設置して会期中に審査することに決定しました。
次に、報告ですが、行政報告として町長から食材料費負担金の還付の件、教育長から真中地下タンクの油漏れの件、この二件が報告されます。
議長より定期監査報告を含めた諸般報告がなされます。
次に、会期でございますが、本日1日と決定いたしました。
その他でございますが、先の議員協議会で議長から配布ありました「定例会における一般質問のあり方について」という要請書が議長に届いておりますが、この要請書の審査について議会運営委員会に審査を付託するということでございますので、これを受けて、少なくとも3月定例会前までにこの結論を出したいと、このように決定いたしましたので報告いたします。以上でございます。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありました

ように、本日一日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間と決しました。

●議長（稲井議員） 日程第4、定期監査報告を議題と致します。今般、監査委員より別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 日程第5、町長及び教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。町長。

●町長（若狹町長） おはようございます。平成17年9月30日開催の第4回介護保険制度等調査特別委員会において、心和園及びデイサービスセンターにおける各種サービス事業での食材料費に係る利用者負担の実費相当額が、平成16年4月の給食業務の委託開始により減額になったにも拘わらず、規則に規定する金額を変更せずに、従前どおりの額を徴収していたことが明らかとなったこととありますが、その後における調査結果及び対応処置につきましてその内容を報告をさせていただきます。

まず、事実関係について申しあげます。デイサービスセンターにおける「通所介護サービス」及び 心和園における「短期入所生活介護サービス」いわゆるショートステイの利用者に提供する食事については、厚岸町介護サービス事業条例において、実費に相当する額を徴収することができると規定されており、さらに、当該条例施行規則において、実費に相当する食材料費を定めておりますが、その金額は、平成15年度までは、デイサービス利用者への昼食分が450円で、また、ショートステイでの1日の食事3食分が1,000円でありました。しかし、平成16年4月からの給食業務の民間委託実施に伴い、食材料費のコスト削減が図られ、デイサービスの昼食分については262円となり、また、ショートステイでの1日3食分も745円にと、それぞれ実費相当額が減少したことにより、速やかな規則改正と、新たな実費相当額の徴収を行うべきでありました。

このことは、介護予防・生活支援事業条例に基づき、一般会計の事業で保健介護課が担当している「生きがい活動支援通所事業」いわゆる「自立デイ」や「生活管理指導短期宿泊事業」いわゆる「自立ショート」及び「配食サービス事業」並びに 指定居宅支援事業条例に基づき、福祉課が担当している「身体障害者デイサービス事業」においても、同じく施設を利用している実態から全く同様の状況が生じたところであります。

しかるに、現実の実費相当額に改めるべき、食材料費の規則改正を怠ったまま、デイサービスでは減額した実費額を徴収し、また、一方では、規則上による従前の額を 本年9月までの一年半にわたり徴収するという、行政失態を生じ、町民の信頼を損ねたことは、極めて遺憾であり、衷心より深くお詫びを申しあげる次第であります。

今回の一連の状況を総括しますと、平成16年度から給食業務を直営から委託方式に替えたことによる食材料費のコスト軽減が発端ではありますが、まず、その当事者であり原

因者である心和園及びデイサービスセンターが、委託方式に替える意義と他への影響を的確に認識し、当事者意識をもって迅速に関係部局と協議して処置すべきでありました。

しかしながら、その責任を全うせずそれを怠り、しかも、同一棟で関連深い施設にも拘わらず、事業によって、その徴収取扱いが不均衡となったまま、漫然と経過していたものでありました。

また、当時の保健福祉課においても、施設側からの事実連絡及び調整が遅れたとはいえ、その状況把握ができ、実費主義に基づく規則改正を要することを認識しながらも、その主体責任と分担を明らかにしないまま、施設責任者と同様に放置していたものであります。

結局のところ、関係する部署職員の的確な状況判断と迅速に遂行する主体的責任感の欠如による職務怠慢以外のなにものでもなく、その責任は重大であります。このため、先般11月22日付で、本件に関わりのある職員に対する処分を行っております。

その内容につきましては、特別養護老人ホーム心和園施設長兼在宅老人デイサービスセンター所長と、当時の保健福祉課長を「戒告」処分とし、また、当時の保健福祉課長補佐と特別養護老人ホーム心和園次長は「訓告」、さらに、在宅老人デイサービスセンター次長と当時の介護予防係長には「嚴重注意」の処分を行ったところであり、加えて、町民への信用失墜を惹起せしめた当該担当部署職員を管理する立場で、総合的な実務指導調整をつかさどる助役にもその管理責任を問い、「譴責」処分を行ったところであります。

次に、結果として町民利用者の実費相当を超える過剰負担分についての対応であります。先の議会特別委員会でもお答えしておりますように、当該利用者にお詫びを申しあげて速やかに還付することといたします。

このため、平成16年4月1日に遡及して食材料費を実費額に改める規則改正を行い、本議会臨時会に提案の補正予算の中に、その補正措置を取らせていただいておりますので、よろしくお願い申しあげる次第であります。

なお、この還付を行う対象者数等ではありますが、介護サービス事業特別会計のショートスティにおいて、平成16年度分は、対象者が69名で、この還付額は85万円であり、平成17年度分は、対象者が41名で、還付額は35万2千円であります。

次に一般会計事業であります。自立デイ事業では、平成16年度分が、対象21名で9万1千円。平成17年度分が、対象15名で2万7千円の還付額。自立ショート事業では、平成16年度分が、対象4名で5千円。平成17年度分は、対象2名で2千円の還付額です。また、配食サービス事業では、平成17年度分が対象17名で30万2千円。平成17年度分は、対象14名で11万9千円の還付額です。

これらの還付総額は、平成16年度分では124万8千円であり、平成17年度分では50万円になるところであります。

以上のとおりであります。このような事態を招き、多くの利用者に多大なご迷惑をかけ、町民からの信頼を損ねたことは深い反省を求められるものであり、このことを役場全体で重く受けとめ、今後、一層の行政組織の引き締めと、行政業務の厳格な執行にあたることを申し添え、行政報告とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。私のほうからは、真龍中学校重油流出事故についてご報告いたします。

平成17年11月21日に確認された真龍中学校における暖房用燃料、A重油が、地下タンクより流出した件について、その内容と現在までの対応状況について報告いたします。

この件につきましては、11月22日開催された、議員協議会の中で、その時点までの状況について説明いたしました。

その後一週間を経過しましたが、いまだ明確にはならない部分もありますが、流出の状況や現在までの処理状況、更には今後の方向性について報告させていただきます。

真龍中学校南側生徒玄関横の暖房燃料用地下タンク、重油用10キロリットルより、前回報告では6キロリットル程度流出したと申し上げましたが、その後の調査で5キロリットル程度と判明しました。地下タンクの下部より20センチメートルのところに2カ所の穴が発見され、この部分より流出したと思われます。

このことにより、通常であればあり得ない、し尿浄化槽へ流出した油の流入も確認されました。これは、し尿浄化槽への導入排水経路の途中で、地下水の侵入があったことから、その地下水に流出重油が混ざり、浄化槽へ搬送されたと考えられます。

現在までの対応状況ですが、流出重油の河川及び海への流入防止を第一と考え、浄化槽からの放流水の管理を行っております。放流先である、真龍中学校脇の尾幌2号川支流の放流管廻りにおいて、水面に若干の油膜が確認されることから、水面にオイルフェンスを設置すると共に吸着マットを敷き詰めているところです。この吸着マットについては、状況により随時交換しています。

次に、流出した油の処置ですが、現在、地下水位以下まで掘削し、油が浮いた状態の地下水を、油を分離する槽に汲み上げ、分離した重油を油処理業者に処理していただいているところです。この工程をしばらく行い、流出した重油をできるだけ回収した後、汚染された土の処理と、浄化槽の油混じりの汚水を順次処理し、最後に浄化槽の洗浄を行う方向で進めております。

また、流出した地下タンクにつきましては、使わなくなったタンクは、廃棄物と見なされ、埋め殺しはできないとの北海道の判断があり、一昨日の26日、掘上げた上で処理をしました。その際流失した箇所と思われる、タンクの最低部より20センチメートル付近に、直径10ミリメートルと5ミリメートルの2カ所の穴が確認されました。この原因は、一般的な腐食というより、タンク周りに塗っておりましたコールタールの一部が欠落したところでの電触による穴ではないかと推測されます。

全体としての状況と方向性は以上であります。流出した油の分離槽での回収期間が今だ特定できないことから、全体の事態収拾の目途がたたず、併せて現段階では掛かる費用の算出もできないことをご了承願います。

次に、現在の真龍中学校の状況ですが、暖房については、仮設のタンクによる給油で機能はしておりますが、流出重油処理の目途がつきしだい、全量2キロリットル程度の地上タンクを設置したいと考えております。

また、現在も校舎内において重油の臭気があり、生徒及び職員に不快な思いをさせ、

ご迷惑をおかけしております。心よりお詫び申し上げます。臭気については、その原因の1つと思われる、送風機とつながっている地下ピット内への地下水流入を止めると共に、臭気を取る消臭剤や中和剤を使用するなど、健康に害を及ぼすことの無いよう対応に務めてまいります。

現在までの経過及び今後の方向性についての報告は以上であります。真龍中学校の生徒及び保護者や関係者並びに町民の皆様には、対し多大なご心配をおかけしたこと深くお詫び申し上げますとともに、関係者には、今しばらくのご理解と、ご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

- 議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑に対しては厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり内容の疑義を質す程度に止めたいただきたいと思います。

（発言者無し。）

- 議長（稲井議員） なければ以上で行政報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 認定第3号、平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。職員の説明を省略し本7件の提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。平成16年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

平成16年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、真龍小学校改築に向けた実施設計やB & G海洋センターの大規模改修などの教育関連施設整備、酪農支援センターの建設やカキ中間育成施設の整備など基幹産業である農業、漁業の振興のための施設整備、松葉町憩いの広場整備、昨年度に引き続き一般廃棄物最終処理場の建設、道路の改良舗装、公共下水道整備などの生活基盤整備、町民の要求に対応した諸事業を実施し、予算執行をしたのが主な施策成果の特徴となっております。

当該年度の当初予算では、一般会計が8,654,797千円、各特別会計、国民健康保険、簡易水道事業、老人保健、下水道事業、介護保険、介護サービス事業を合算しますと、12,849,590千円の総体規模でありました。これに、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成15年度繰越明許費96,244千円を含め、9,093,793千円、各特別会計では下水道事業の平成15年度繰越明許費71,278千円を含め4,773,876千円となり、総体においては13,867,669千円となりました。これらの内容は次の表のとおりとなっております。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で9,133,829,319円、執行率で100.4パーセント、歳出では、8,988,242,082円、

98.8パーセントの執行率となり、歳入歳出差し引きで145,587,237円の残額となりました。

このうち財政調整基金に1億円を積み立て、実質45,587,237円が翌年度繰り越しとなったものであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から1億5,562万6千円を繰り入れましたが、歳入歳出差し引きで1億5,187万9,708円の歳入不足となり、翌年度の歳入を繰り上げて補てんしたものであります。今後においても国民健康保険税の徴収率の向上、医療費適正化対策等に努め、当会計の健全化に努力していく所存であります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった2,660万293円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

老人保健特別会計については、老人医療に要する費用の負担分に係る9,126万1,083円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった2億7,618万4,445円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものでありますが、事業の進捗に伴い多額の繰り入れをしている現状となっております。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険に係る負担分等として一般会計より102,086,899円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで16,079,060円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、精算の上、国庫負担金などの返還金2,996,966円、介護給付費準備基金積立金103,082,094円・・・訂正があれば後ほど訂正します。原稿がこうなっておりますので。103,082,094円に充てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、介護報酬の不足する分に係る35,915,538円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

以上が平成16年度決算報告に関わる係数面での概要であります、より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配布いたしました決算書及び決算資料に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます。

訂正をさせていただきます。介護給付費準備基金積立金を先程は1億308万円といいましたがこれは、1,308万2,094円でございますのでご訂正いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 次に、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。監査委員。

●監査委員（今村監査委員） おはようございます。ただいま上程されました、平成16年度厚岸町一般会計、並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、決算審査の概要を申し上げます。

平成16年度一般会計並びに各特別会計の決算状況ですが、総額では歳入が、137億417万2,545円、歳出は、136億9,427万1,956円となり、歳入歳出差引額、990万589円の収入増の決算となっております。

各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容であります。

次に、決算審査の中で、今後とくに努力を望みたい事項について申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係についてであります。自主財源の根幹をなす町税については、決算額が予算額を上まわり、1,068万円の増収となっておりますわけでございまして、予算額に対する収入率についても前年度を若干上まわっており、収納努力が見られますが、一方で、税込及び税外収入を合わせた収入未済額については、繰越事業の未収入特定財源を除くと、1億4,169万2千円で、予算額の1.6%を占めております。

今後、厳しい経済情勢が続くことが予想されますが、こうした収入未済額の解消については、負担の公平を欠くことのないように、抜本的な対策、対応が必要ではないかと思われま。

次に、歳出関係でございますが、一般会計における不用額は8,755万円で、予算額に対し0.96%を占めています。経常経費については、経済的な執行により経費節減に努められたことが認められますが、これ以外で、他会計に対する繰出金についての不用額も見受けられます。特に、社会福祉関係予算については、予測が難しい一面もあるかと思われま。

その他、細部の点につきましては、お手元に配付しました決算審査意見書をご覧くださいと存じま。

なお、国の行財政改革に伴い、更には地方交付税の大幅な減額など、当町においても、今後ますます厳しい財政状況になるものと思われま。

- 議長（稲井議員） 本7件の審査方法についてお諮りいたします。本7件の審査につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する、平成16年度各会計決算審査特別委員会を設置しこれに付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思ひま。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本7件の審査については議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員で構成する、平成16年度各会計決算審査特別委員会を設置しこれに負託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。本会議を休憩し。

（休憩時刻 午前10時35分）

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

(再開時刻 午前10時37分)

- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第67号、職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（田辺課長） 只今、上程いただきました、議案第67号「職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてその提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

職員に支給される給与は、ご案内のように「職員の給与に関する条例」及び「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の規定に基づいて行っておりますが、それぞれの条例については、国の基準に準拠しながら、人事院勧告に沿った中で、毎年、その内容について議会の審議を経て定めております。

人事院は、去る8月15日に、平成17年の勧告をしたところでありますが、その内容は大きく分けて、二つの柱となっています。

一つは、平成17年度の給与に係る改定内容であり、月例給においてマイナス0.3%の改定を行うほか、配偶者に係る扶養手当の額を13,500円から500円を引き下げて13,000円とすること、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間1.4月から年間1.45月に引き上げる内容で、公布日の属する月の翌月の初日から施行し、4月から施行する前までの官民格差分については、12月期末手当で調整することとしています。

また、もう一つは、平成18年度以降の給与構造の改革内容で、その主なものは、地域給を取り入れられたもので、給料月額を平均でマイナス4.8%減額する内容で、民間給料の高い地域に対しては、この給料月額に地域手当として上積み支給をする内容のものであります。

今回ご提案する内容は、この内の平成17年度の給与に係る部分の改正であります、当町においては、本年4月以降の官民格差分の調整は行わずに、本年12月1日から施行することとするものでございます。

これは、人事院が勧告するところの本年4月からの官民格差分の調整については、当町が、平成17年度において既に行っている独自削減の一部として捉え、これを行わないこととする内容であります。

なお、上程している改正内容については、去る11月4日に職員組合への提示を行い、11月18日に合意回答により、理解を得られたものであります。

なお、平成18年度以降の内容についても、職員組合への提案をしており今後さらに継続的な話し合いを進めることにしており、のちの議会において別途提案することになりますのでご理解願いたいと思います。

議案書の8ページをお開き願います。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は、職員の給与に関する条例と厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の二つの条例の改正をしようとするものでございますが、改正される内容が、ほぼ同じであることから、別々に上程するのではなく、

一本の改正条例として上程させていただいていることを、あらかじめご了承願います。

また、説明にあたっては、別に配付しております新旧対照表にそってご説明をさせていただきます。

まず、改正条例 第1条の「職員の給与に関する条例の一部改正」についてであります。

現行条例第7条第3項の規定は、扶養手当の額について規定しているもので、配偶者の扶養手当の額について、13,500円を500円減額し13,000円に改めるものです。

次に第16条の6第2項の規定は、勤勉手当の率の規定でございます。12月の支給率を0.05月分引き上げることから、現在、規定している率の「100分の70」から「100分の75」に改めるものでございます。

次に附則の改正であります。附則第7項において文言の整理を行い、附則第8項を1項繰り下げて附則第9項とし、第7項の次に第8項として1項を追加したものであります。

これらの附則改正の内容についてであります。ご承知のとおり、本年度独自で行っている職員給料の10%削減措置は、合意を得ることが難しかった医師を除いて実施してきております。しかし、その後も医師に係る給料の10%削減について話し合いを行ってきた結果、厚岸町がおかれている状況等の十分な認識をいただき、他の職員と同様の措置をすることの理解が得られました。

このため、12月以降の本年度の医師給料支給についても、他の職員と同様に10%の削減を実施しようとする内容のものであります。

次に、別表1の改正です。現行給料表すべての給料月額を0.3%引き下げる内容とするものです。

続きまして、改正条例第2条の「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」についてであります。先にご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正とは、医師の給与に関する部分及び条項番号が異なる以外、改正内容事項は、第1条と同様のものではありますので説明を省略させていただきます。

なお、本条例の改正による本年度の影響額については、企業会計を含む全会計で、給料月額マイナス0.3%引き下げによるもので159万8千円の減、配偶者に係るの扶養手当の改正によるもので21万6千円の減、一方、勤勉手当0.05月分の引き上げによるもので528万6千円の増、また、医師の給料の10%削減によるもので227万7千円の減、これら全ての差引合計では、119万6千円の増となります。

次にこの改正条例の附則についてであります。施行日を平成17年12月1日からとするものであります。以上、大変雑ばくな説明であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（発言者無し。）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第8、議案第68号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（田辺課長） 只今上程いただきました議案第68号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

職員の特殊勤務手当の支給は、本条例の規定により、野犬掃とう等業務手当のほか、5種類の業務について支給する事を規定しておりますが、提案させていただいておりますのは、そのうち、第7条に規定しております「夜間業務手当」について改正を行おうとするものです。

夜間業務手当は、特別養護老人ホームに勤務する介護員、また、町立病院に勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務が深夜において行われるそれぞれの介護の業務や看護の業務に従事したときに支給されることとなっています。

町立病院においては、これまで看護師及び准看護師が看護するほかは、介護の業務を深夜に勤務することを想定していなかったため、看護師及び准看護師の行う業務を対象とする条例規定になっておりました。しかし、本年10月1日に病院内の職員配置の変更を行い、従来、リハビリテーション科助手を職務としていたものを、看護助手を職務とするものへ配置し、介護業務にあてることとなり、その勤務時間において、正規の勤務時間が深夜に割り当てられる日が生ずることとなったため、特別養護老人ホームの介護の業務に従事する職員と同様に、町立病院においても、「介護を業務とする職員」へ支給するために追加して規定するものでございます。

なお、附則ですが、10月から介護を業務とする職員に対し支給するため、公布の日から施行し、10月1日から適用させるものであります。

以上、大変雑ばくな説明であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(発言者無し。)

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9、平成17年度厚岸町一般会計補正予算、日程第10、議案第70号、平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、以上二件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第69号及び第70号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算5回目の提案理由をご説明いたします。

主な補正内容につきましては、先程町長から行政報告がありました、介護サービス事業食材料費返還金に関わる所要額の補正及び特定防衛施設周辺整備調整交付金等の決定による事業調整であります。議案書の1ページでございます。

平成17年度厚岸町一般会計補正予算5回目。平成17年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,877万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,003万1,000円とする。

第2項、歳入再歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。2ページを開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正ですが、記載のとおり歳入では4款、4項、歳出では5款、9項にわたってそれぞれ1,877万3,000円の補正であります。

それでは事項別により説明させていただきます。4ページお開き願います。歳入であります。15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金 10万円の増。防衛施設周辺整備補助金でございます。以下、全て防衛施設周辺整備補助金でございますので、目のみで説明させていただきます。3目 衛生費国庫補助金 332万円の減、4目 農林水産業費国庫補助金1,570万2,000円の増、6目 土木費国庫補助金320万6,000円の増、8目 教育費国庫補助金107万3,000円の減であります。

特定防衛施設調整交付金につきましては、この度防衛施設局より交付額の決定があり、各充当事業の確定等による充当額の精査調整及び 一部事業追加をするものであります。また、民生安定事業であります農林水産業費国庫補助金「矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金」1,400万2,000円の増につきましては、平成18年度計画実施の前倒し追加によるものであります。

16款 道支出金 2項 道補助金 2目 民生費道補助金 1節 社会福祉補助金 介護保険利用者負担軽減措置補助金 42,000円の減、食材料費返還に伴う補助金の減であります。

20款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 408万1,000円の増

21款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 11万9,000円の増、生活管理短期宿泊事業負担金返還金5,000円 介護保険利用者負担軽減措置補助金返還金11万4,000円 食材料費返還に伴う介護サービス事業会計から一般会計への返還分であります。

続いて6ページであります。歳出であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 162万6,000円の増、保健福

社総合センター健康増進機器の購入であります。これは現在ある健康増進機器の老朽化使用不能による更新であります。4目 老人福祉費償還金 生きがい活動支援通所事業負担金返還金 91,000円 生活管理短期宿泊事業負担金返還金 5,000円 配食サービス事業負担金返還金 29万4,000円 還付金加算金 配食サービス事業負担金還付金 8,000円 いずれも平成16年度分利用者への食材料費返還金分であります。なお、平成17年度分につきましては、同年度分予算歳入からの戻出（れいしゅつ）戻し出しによる返還をするものであります。介護保険利用者負担軽減措置財源内訳補正でございます。ショートステイ送迎車整備事業 73万4,000円の減、事業費確定による減であります。介護サービス事業特別会計繰り出し金96万9,000円の増、食材料費返還に伴う介護サービス事業特別会計への繰り出し分であります。続いて8ページでございます。

4款 衛生費 2項 環境政策費 4目 ごみ処理費 351万5,000円の減、ごみ処理場作業車整備事業確定による減であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 畜産業費 1,410万9,000円の増、矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業にかかる平成18年度前倒し実施にかかる追加でございます。2項 林業費 5目 特養林産振興費 66万3,000円の減、きのこ菌床センター作業車整備事業確定による減でございます。3項 水産業費 5目 養殖事業費 259万1,000円の増、カキ種苗センター車両整備事業 追加でございます。

7款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費 465万4,000円の減 住の江町通り整備事業ほか三事業の確定等による減でございます。続いて10ページお開き願います。3項 河川費 1目 河川総務費 1,022万5,000円の増、汐見川改修事業105万円の減、奔渡川改修事業1,127万5,000円の増であります。4項 都市計画費 2目 街路事業費 21万4,000円の減、松葉町通り歩道整備事業確定等による減でございます。続いて12ページ。

9款 教育費 6項 保健体育費 2目 社会体育費 136万5,000円の減、宮園公園スケートリンク作業車及びパークゴルフ場作業機械事業費確定等による減でございます。

以上を持ちまして議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第70号の説明に移らせていただきます。議案第70号平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算1回目でございます。主な内容につきましては先程議案69号において説明いたしましたが、介護サービス事業食材料費返還金に関わる所要額の補正であります。議案書の1ページお開き願います。

平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算1回目でございます。平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,299万7,000円とする。第2項

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。次のページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では8款 繰入金 歳出では1款 サービス事業費 補正総額で96万9千円の増額補正であります。事項別により説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。8款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金 96万9千円の増。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。6ページをお開き願います。

歳出であります。1款 サービス事業費 1項 居宅サービス事業費 4目 短期入所生活介護サービス事業費 23節 償還金利子及び割引料 96万9千円の増。償還金 短期入所生活介護自己負担金返還金 82万9千円。短期入所者への返還金であります。生活管理短期宿泊事業負担金返還金 5千円。利用者負担金軽減措置補助金返還金 11万4千円。一般会計への返還金であります。還付金加算金 短期入所生活介護自己負担金還付金 2万1千円。短期入所者への返還金にかかる加算金であります。いずれも平成16年度分にかかる返還金であります。なお、平成17年度分につきましては一般会計でも説明したとおり同年度分の歳入から戻出、いわゆる戻し出しにより返還するものであります。以上を持ちまして議案第69号及び70号の説明を終わらせていただきます。大変雑ばくな説明であります但よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） 本二件の審査方法についてお諮りいたします。本二件の審査については議長を除く17名の委員を持って構成する、平成17年度各会計補正予算を設置しこれに付託し会期中に審査したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本二件の審査については議長を除く17名の委員を持って構成する、平成17年度各会計補正予算を設置しこれに付託し会期中に審査することと決定しました。本会議を休憩します。

（休憩時刻 午前11時03分）

- 議長（稲井議員） 本会議を再開致します。

（再開時刻 午後1時47分）

- 議長（稲井議員） 日程第9 議案第69号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算、日程第10 議案第70号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、以上2件を再び議題と致します。本2件の審査については、平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。4番小澤委員長

- 小澤議員 各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第69号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算、議案第70号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の2件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。以上、審査報告と致します。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第69号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算について、お諮り致します。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省

略し、委員長の報告とおりに決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第70号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮り致します。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって平成17年厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時50分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年11月28日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____